観音寺市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、その 結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年2月25日

観音寺市監査委員 佐伯文男 観音寺市監査委員 秋山忠敏

平成27年度

財政援助団体監査結果報告書

(観音寺市交通対策協議会) (観音寺国際音楽フェスティバル実行委員会)

観音寺市監査委員

財政援助団体(観音寺市交通対策協議会)監査の結果について

第1 監査の対象および期間

対	象	期間
部局および団体	事務	期間
市民部地域支援課	平成26年度および平成27 年4月1日から同年12月3 1日までの観音寺市交通対策 協議会に財政的援助として支 出した出納その他の事務	平成28年1月19日
観音寺市交通対策協議会	平成26年度および平成27 年4月1日から同年12月3 1日までの観音寺市からの財 政的援助に係る出納その他の 事務	から同年2月22日まで

第2 監査の方法

平成26年度および平成27年度に執行した財政的援助にかかる出納その他の事務の執行が、補助目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。 監査にあたっては、当該監査対象団体の所管課から関係書類の提出を求めるとともに、 関係職員などから説明を聴取し監査を実施した。

第3 監査対象団体(観音寺市交通対策協議会)の概要

1 目的

市内における陸上交通の安全と円滑をはかり、交通事故の絶滅を期することを目的とする。

2 事務所

観音寺市市民部地域支援課内

3 組織

本会の目的達成に関連する市内の官公庁、学校、各種団体の代表者及び市民の中から会長が委嘱する者。

4 役員

会長 1名、副会長 3名、常任委員 若干名、監事 2名

5 事業(会則で定めている事業)

- (1) 交通事故防止に関する総合的対策
- (2) 交通安全教育の推進
- (3) 道路交通環境の整備促進
- (4) 交通安全運動に関する総合的推進
- (5) 交通安全に関する各種の広報活動
- (6) その他協議会の目的達成に必要と認める事項

6 補助金の種類および金額

(所管課:地域支援課) (単位:円)

	補助金の額	
補助金の名称	平成26年度 決算額	平成27年度 概算交付額
観音寺市交通対策協議会運営補助金	3, 400, 000	3, 400, 000

第4 監査の結果

補助金に係る所管部局および監査対象団体の出納その他の事務は、目的に従いおおむ ね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、 地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第5 意見等

1 所管部局について

協議会の出納事務について、支出伝票等の作成や出金処理は一人では行わず、事故防止の観点からも複数人で処理する体制を整備することを望むものである。

2 監査対象団体について

- (1) 所管部局からの文書の収受や文書の起案を、市の文書管理システムで作成していたので改めて頂きたい。
- (2) 補助金について、繰越が生じた場合は速やかに定められた書類を市に提出し、 適切な処理をされたい。
- (3) 交通事故相談の実施について、数人の弁護士に報酬を支払っているが、相談業務委託に関する契約書が見受けられなかった。業務に関する内容や範囲を明確にするために必要事項の契約を交わすようにされたい。

財政援助団体(観音寺国際音楽フェスティバル実行委員会)監査の結果について

第1 監査の対象および期間

対	象	tu 88
部局および団体	事務	期間
教 育 部 文 化 振 興 課	平成27年度(12月31日まで)に観音寺国際音楽フェスティバル実行委員会に財政的援助として支出した出納その他の事務	平成28年1月21日
観 音 寺 国 際 音 楽 フェスティバル実行委員会	平成27年度(12月31日まで)の観音寺市からの財政的援助に係る出納その他の事務	から同年2月22日まで

第2 監査の方法

平成27年度に執行した財政的援助にかかる出納その他の事務の執行が、補助目的に 沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体の所管課から関係書類の提出を求めるとともに、 関係職員などから説明を聴取し監査を実施した。

第3 監査対象団体(観音寺国際音楽フェスティバル実行委員会)の概要

1 目的

観音寺市内の子どもたちが外国の音楽に触れ、演奏家たちと交流することによって、情操教育の一助になることを目的とする。また、各地域での公演を開催することによって、より多くの市民に楽しんで頂き「音を観るまち」をキャッチフレーズにしたまちづくりを推進するとともに地域の活性化を図ることを目的とする。

2 事務局

観音寺市教育委員会事務局内

3 役員等

会長 1名、副会長 2名、監事 2名

4 事業 (会則で定めている事業)

1の目的を達成するための事業を行う。

5 補助金の種類および金額

(所管課:文化振興課) (単位:円)

補助金の名称	補助金の額	
州 切 金 00 名	補助対象経費	概算交付額
第7回観音寺国際音楽フェスティバル開催事業	9, 000, 000	9, 000, 000

第4 監査の結果

補助金に係る所管部局および監査対象団体の出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、 地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第5 意見等

- 1 所管部局について
 - (1)補助金について、交付決定の際には交付申請額を十分精査し、交付決定をされたい。
 - (2) 市職員が実行委員会の事務を行うなど、市が運営に関与することもやむを得ない所ではあるが、今後は実行委員会が自立性を確保できるような方法を検討されたい。

2 監査対象団体について

- (1) 現金支出時の証拠書類として、領収書や請求書のみが保管されていたが、支出の原因を明らかにするための支出伝票等が作成されていなかった。これは会計処理上、責任の所在が不明確であり、支出の必要性、妥当性を知らしめるためにも支出伝票等を起票し、市の規定に準ずるなど適正な支出行為を行っていただきたい。
- (2) 補助金交付申請は、見積書等を徴取して合理的な補助額の申請をしていただきたい。
- (3) 委託業務等を行う時は、口頭での依頼ではなく、契約を結び業務を行われたい。